

国土交通大臣 赤羽一嘉様  
熊本県知事 蒲島郁夫様

**立野ダム建設は河川整備計画から除外し、  
河川改修の強化、ソフトも含めた白川の安全対策を強く求めます  
「白川水系河川整備計画」変更原案の根本的「変更」を**

**1. 異常気象、台風 19 号大災害—立野ダムは危険**

大きな被害が出た先月の台風 19 号では、71 河川 128 ヶ所で堤防が決壊（10 月 18 日時点判明数）、6 つのダムが「ダム自体が危ない」と下流に緊急放流（10 月 13 日時点判明数）し洪水調節不能となりました。ダム建設を優先し、河川改修を後回しにする長年の国土交通省の治水対策の根本的な転換が求められています。

熊本地震による崩落、その後の豪雨による斜面崩壊、そして活断層や亀裂が多数確認できる立野ダム建設地と周辺の状態を考えると、阿蘇地域一帯に今回の台風 19 号のような甚大な集中豪雨があれば、立野ダムの幅 5m の穴は、流木や岩石等でふさがり、短時間で満水となりあふれ、高さ 90m のダム堤を超えて濁流が大津町、菊陽町、熊本市を襲うことが十分に想定されます。

危険性が十分に想定される立野ダム建設(変更素案 88～89p)は中止し、河川改修の更なる強化などハード対策（河床に堆積した土砂の撤去、堤防強化・壊れない堤防、遊水地建設など）、ソフト面での安全対策を強化することが求められています。

台風 19 号災害では、堤防の決壊が大きな要因だったことが明らかになりました。堤防強化、壊れない堤防の設置が重要です。代継橋～明午橋間は、鋼矢板を入れた堤防強化がなされています。鋼矢板による壊れない堤防を下流域・市街地全体に設置することを求めます。堤防強化の方が熊本市民の命と財産を守るうえで立野ダムよりはるかに効果的です。河川整備計画から「立野ダム建設」の削除を求めます。

なお、壊れない堤防が施工されたら、「余裕高」の分まで洪水が流せることになり、立野ダムはなくてもよいとの国交省内部での検討も開示されています。

※「先ほどの余裕高の議論もあるんですが、白川の場合は特殊堤を使っています、というのは、構造令上、余裕高というのは土堤原則の中で生まれているわけですね。そうなりますと、余裕高の議論というのものなかなか説明しづらくなってくる。本当は余裕高でいくと、立野ダム一つが吹っ飛んでしまうわけですね」（事務所長意見交換『今後の河川整備の進め方』（2000/8/9 開催）発言抄 45 ページ／専門官）

## 2. 堆積土砂の撤去を徹底し、白川の流下能力向上を

国土交通省による白川の現況河道流下能力算定表によると、平成20年2月時点の12.2キロ地点（代継橋・基準点）の右岸の流量は、堤防天端高 3052 m<sup>3</sup>/秒、スライド堤防高 3095 m<sup>3</sup>/秒、スライドー余裕高 2363 m<sup>3</sup>/秒。13.2キロ地点（大甲橋）は、堤防天端高 2307 m<sup>3</sup>/秒、スライド堤防高 2307 m<sup>3</sup>/秒、スライドー余裕高 1606 m<sup>3</sup>/秒です。

平成27年3月時点では、12.2キロ地点の右岸の流量はそれぞれ、3654、3598、2691 です。13.2キロ地点では、5012、3776、2894 です。平成24年の「九州北部豪雨」後の白川の河川改修により、熊本市街地の流下能力は著しく向上しています。

ところが、平成29年2月時点では、12.2キロ地点で、3216、3216、2360、13.2キロ地点で、3263、3263、2478 となっています。

熊本地震とその後の洪水、阿蘇山の噴火等による土砂や火山灰の流下による堆積により、白川の流下能力が減少しています。加えて、平成29年2月以降は、その後の土砂や火山灰の堆積などさらに流下能力が低下していることが推測されます。こうした状況は、白川全体として顕著であり、この状態を放置すれば、折角の河川改修の成果を減退・消失させることになり、洪水被害を増大させることになりかねません。

堆積土砂の撤去について、予算を大幅に増やし、抜本的に強化することを求めます。

ところが国交省は、平成29年以来、流下能力算定は実施していないということです。「変更原案」(41p)では、「抜本的対応をはかる」とありますが、定期的に調査し、必要な予算を投入して、堆積土砂の撤去を「抜本的に」強化することを求めます。

## 3. 明午橋・竜神橋に続き、三協橋・武蔵橋・弓削橋等の架け替え・整備を

平成24年豪雨で、上流右岸で浸水被害が出た明午橋は架け替えによって、橋地点で川幅 75mから 105mに、上流右岸・左岸、下流左岸で浸水被害が出た竜神橋は架け替えによって、67mから 103mに広がりました。

ところが県管理区間の三協橋・武蔵橋・弓削橋は、上流・下流の拡幅はなされていますが、3つの橋とも橋の部分で川幅が著しく狭くなっています。このままでは3つの橋がそれぞれネックになって洪水被害をひきおこすことになりかねません。

\*三協橋・武蔵橋・弓削橋の現況については、写真①②③参照

「変更原案」(92p)では、小碩橋・三協橋・武蔵橋・弓削橋・馬場楠堰・津久礼堰・迫玉岡堰が、「改築等」の対象になっていますが、地域ごとの説明会を開き、住民の声を聴き、計画を立て、予算をつけ、推進することを求めます。

#### 4. 中流域の遊水地計画について

##### 中流域を河川整備計画の対象区間に

「変更原案」(70～71p)では、河川整備計画の「対象区間」から、「中流域」(熊本市小碩橋～立野下流)が引き続き除かれています。下流域(熊本市)の安全のためにも、「中流域」を対象区間にして、「遊水地」「輪中堤」「田んぼダム」など、治水対策を具体化すべきです。

「立野ダム建設事業に係る検討報告書」(以下「立野ダム事業検討報告書」)によると、掘り込み式遊水地について、菊陽町下津久礼の平坦部に、130万<sup>2</sup>、780万<sup>3</sup>の貯留量の計画が示されています。また、水田の保全(流域内の水田の畔班の嵩上げ)が検討されています。ところが、これら計画は、棚上げされた状態になっています。

「立野ダム事業検討報告書」では、「遊水地は、地役権方式では必要な治水効果が得られないことから、掘込式とする」と記しています。

一方、国土交通省は、球磨川水系の「第1回ダムによらない治水を検討する場幹事会」の説明資料では、遊水地について、「大雨が降った時に、川から水があふれて洪水にならないように、一時的に水をためこみ、下流の流量を少なくする(河川水位が下がる)働きがあります。」とのべ、掘り込まない遊水地(地役権方式)18か所で330万<sup>2</sup>、掘り込み遊水地2か所で330万<sup>3</sup>の治水効果を示しています。

熊本県は、阿蘇・黒川で地役権方式による小倉遊水地(貯水量285万<sup>3</sup>)、手野遊水地(貯水量138万<sup>3</sup>)を整備しています。

中流域における遊水地は、その周辺、直下の地域はもとより下流域(熊本市)の治水対策としても重要であり、地役権方式による遊水地計画等を早急に具体化することを求めます。

#### 5. ハザードマップの整備・周知、「白川流域タイムライン」(防災行動計画)の充実・実動について

台風19号による広範囲で甚大な洪水被害など異常気象のもとでの治水対策では、河川改修などハード面の更なる強化が急務であり重要であると同時に、ソフト面の対策—ハザードマップの整備と周知、「白川流域タイムライン(防災行動計画)」の充実と実動対策が急がれます。

平成24年の「九州北部豪雨」で、白川水系では、河川の氾濫によって、上流から下流に至るまで、甚大な被害に見舞われました。熊本市北区陳内では、情報伝達の不備によって、一つ間違えば、多数の死者・行方不明者を出しかねない、きわめて危険な状況に遭遇しました。

2012年7月11日から14日にかけて、九州北部では、発達した雨雲が次々と連なる線状降水帯が発生し、12日未明から朝にかけては、熊本県の阿蘇地方などで、以下に示すような記録的豪雨となりました。

## 1 時間雨量

熊本県阿蘇市阿蘇乙姫：108.0 ミリ（7月12日5時53分まで）

熊本県南阿蘇村阿蘇山：94.5 ミリ（7月12日6時39分まで）

## 3 時間雨量

熊本県阿蘇市阿蘇乙姫：288.5 ミリ（7月12日5時0分まで）

熊本県南阿蘇村阿蘇山：214.5 ミリ（7月12日6時10分まで）

## 観測史上1位の値を更新

阿蘇地方に大量に降った雨は、阿蘇山腹の崩落、黒川流域での大規模な洪水を引き起こし、やがて下流に下り、大津町、菊陽町、熊本市に大きな被害をもたらしました。「阿蘇に大雨が降ったら、火山灰を含んだ大水が熊本を襲う」というのが、熊本市の水害体験者の共通した認識になっています。

近年の異常気象のもとでは、「想定外の大雨」「想定外の洪水」が十分予測されます。タイムラインは、「災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、『いつ』『誰が』『何をするか』に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画」であり、「国、地方公共団体、企業、住民等が連携して『タイムライン』を策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができ（国道交通省水管理・国土保全局ホームページ）」ものです。

タイムラインの策定は、白川水系の特性からして、とりわけ重要です。阿蘇地方を中心に、線状降水帯が発生し、集中豪雨となった場合等を想定し、上流、中流、下流と時系列で、「いつ」「誰が」「何をするか」について、当事者（「交通サービス」「市町村」「住民」）への講習・研修、訓練等をはかるべきです。「住民」への講習・訓練等は、国・県・市町村が主導し、町内単位に実施することを求めます。ハザードマップの整備と周知を徹底すべきです。

「タイムライン」と連動した対策として、熊本市中心市街地・地下街・地下空間の浸水防止対策（止水版、防水扉等の整備）および防災講習についての具体化をはかることを求めます。

## 6. 住民参加・住民決定で安全な白川を

### 流域住民委員会は削除ではなく、住民参加の拡充を

河川法第16条2項は、「河川管理者は、（略）必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と定めています。

「国土交通省所管の公共事業の構想段階における 住民参加手続きガイドライン」（平成15年）は、今後、社会資本整備を進めるに当たり、事業実施に際して、透明性、公正性を確保し住民等の理解と協力を得るため、事業者からの積極的な情報公開・提供に努めるとともに、身近な社会資本の管理に際して、住民、NPOなどの参画を促進するなど、事業の規模の大小、影響範囲の広狭を問わず、これまで事業者中心に行われていた過程に住民等の主体的な参画を促

進めることが必要である。このため、国土交通省所管の直轄事業及び公団等事業について、計画、実施、管理等の事業過程を通じた住民参加の取組みを積極的に促進していくことが必要である」「事業者は、事業の特性や事案の性質、地域の実情にかんがみ、事業者が必要と判断する場合には、以下のような措置を講じるものとする。

① 学識経験者等及び当該事業に関係を有する住民代表、事業者団体、地方公共団体等の関係者からなる意見の集約・調整を図るための協議を行うための組織を設置する。当該組織の構成員は、広く意見が代表されるよう配慮しつつ人選して、任命するものとする。

② 学識経験者等からなる、事業者が実施しようとする住民参加手続きの内容、又は事業者が複数の案の検討を行うに当たっての方針等について、客観的な立場からの助言を行うための組織を設置する。当該組織の構成員は、事業の特性に応じて、中立性、公正性や地域の実情等に配慮し、幅広い分野からバランスよく人選して、任命するものとする。

③ 上記①又は②の組織が開催する会議の会議資料及び議事録は、原則として公開するものとする」「事業者は、住民等の意見の把握に当たっては、複数の案の各々について、当該案を提示した背景及び理由、事業費などの案の内容、国民生活や環境、社会経済への影響、メリット・デメリット等住民等が複数の案を比較検討し、判断する上で必要かつ十分な情報を積極的に公開・提供するとともに、事業に対する住民等の意思形成に十分な期間を確保するよう配慮するものとする。この際、事業者は、住民参加手続きの内容・スケジュール等について、決定されるごとにすみやかに公表するものとする。特に、説明会又は公聴会に関しては、十分に住民等への周知を図るよう時間的余裕をもってその開催の予定を公表するものとする」等々、住民参加、住民への説明の改善強化を求めています。

以上の法律、ガイドラインに照らして

1－河川整備計画の変更原案の説明会について、住民が知る機会が、開催の1週間前の地元紙の片隅の広告でした。これは、「特に、説明会又は公聴会に関しては、十分に住民等への周知を図るよう時間的余裕をもってその開催の予定を公表するものとする」ことに著しく背くものです。川辺川ダムの際は、9回53時間、1万2千名参加の住民討論集会、河川整備基本方針を策定した際は流域53ヶ所での説明会、公聴会、国交省寄りだけではない専門家も含めた有識者会議等、徹底した検証、住民参加がなされました。立野ダムの危険性、不必要性が明らかになることを恐れてのこととはいえ、血税を投入する公共事業の在り方としてあまりにも無責任です。

2－現在の河川整備計画には、  
第5章 白川河川整備計画の今後の進め方

5. 1 白川流域住民委員会の継続的開催 白川の河川整備計画は、策定時点における流域の治水事業の状況や自然条件、社会的状況に基づいて決定されたものであるため、今後の社会状況の変化や知見・技術の進展等に即して見直すこ

とが必要です。したがって、白川流域住民委員会を以下に示す要領で継続的に開催し、適宜本計画の見直しを検討します。

○ 白川流域住民委員会は毎年定期的を開催することとし、整備の進捗、環境調査結果、住民の意見などを確認します。○ 水害の発生状況や社会情勢、流域住民の意見などを考慮して、適宜計画の見直しを検討します。○ 被害が大きい水害などが発生した場合は、白川流域住民委員会を開催し、必要に応じて計画の見直しを検討します。

一との規定があります。国交省は、この規定を事実上サボタージュしてきました。「被害が大きい水害などが発生した場合は、白川流域住民委員会を開催し、必要に応じて計画の見直しを検討」するとされているにもかかわらず、熊本地震とその後の洪水で、阿蘇大橋の崩落、立野ダム周辺の大規模な崩落、無数のひび割れなどがあった際も、この規定は実行されませんでした。

流域住民委員会既定のサボタージュ、棚上げどころか、「変更原案」では、流域委員会既定が全面的に削除されています。

立野ダムの危険性、不必要性が明らかになること、住民参加を進めば、国交省の思うどおりにならないことを恐れていることとはいえ、血税（917億円。さらに増えることは確実）を投入する公共事業の在り方としてあまりにも無責任です。

危険で阿蘇の環境を壊す立野ダム建設は中止し、河川改修と万全なソフト対策で、安全な白川を住民参加で進めることを求めます。

2019年11月14日

白川の安全と立野ダムを考える流域住民連絡会

阿蘇自然守り隊・ 大津町立野ダムを考える会・ 白川の安全と立野ダムを考える菊陽の会・ 白川の安全と立野ダムを考える北区の会・ 白川渡鹿の会・ 白川の治水を考える中央区の会・ 白川の安全と立野ダムを考える江南江原藤園の会・ 白川の安全と立野ダムを考える東区の会（準備会）・ 白川の安全と立野ダムを考える黒髪の会（準備会）・ 白川の安全と立野ダムを考える西区の会（準備会）